

土地改良事業等土木工事における週休 2 日試行工事の運用基準

1. 対象工事

沖縄県農林水産部が実施する農業農村整備事業、海岸保全整備事業(農地海岸)及び地すべり対策事業を対象とする。

ただし、発注時において、現場条件等から週休 2 日により難い工事については、対象外とすることができる。

2. 発注方式

発注者指定方式

発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式

受注者は、週単位又は月単位の週休 2 日の取り組みについて工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議する(通期の週休 2 日は必須)

3. 用語の定義

(1) 週休 2 日

「週単位の週休 2 日」とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。

「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「週単位の週休 2 日」、「月単位の週休 2 日」、「通期の週休 2 日」を総称して「週休 2 日」という。

週休 2 日に取り組む場合、月単位の週休 2 日または通期の週休 2 日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされ

る期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所における事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 積算方法

別紙1及び別紙2のとおり

5. 確認方法等

①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について選択し、週休2日の取得計画を記載した「取得計画表（参考様式1）」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

②受注者は毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書（参考様式2）」を発注者へ提出する。

③発注者は施工プロセスチェック時に、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。

④週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

6. 対象工事である旨等の明示

①週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。

②工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

③やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の

期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

7. 工事成績評価

工事成績評価については、「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領」（令和4年9月28日付農総第1155号、以下「県農水部実施要領」という）3. 工事成績評価に基づき実施するものとする。

8. 週休2日実施証明書

週休2日実施証明書については、「県農水部実施要領」4. 週休2日実施証明書によるものとする。

9. 入札公告記載例

1 工事概要-(13)その他-週休2日試行工事

本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを推進するための対象工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

10. 特記仕様書記載例

第〇条 週休2日試行工事(発注者指定方式)について

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

②現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所における事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

③なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について選択し、週休2日の取得計画を記載した「取得計画表(参考様式1)」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

②受注者は毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書(参考様式2)」を発注者へ提出する。

③発注者は施工プロセスチェック時に、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。

④週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

①補正係数

	週単位の週休 2 日 〔現場閉所1 週間に 2 日以上〕	月単位の週休 2 日 〔 現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、それぞれの経費につき精算変更を行う。

週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領（令和 4 年 9 月 28 日農総 115 号）8.工事成績評定に基づき、点数を減ずる措置を行うものとする。

（6）週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路附属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01

橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

(7) 本工事は、週休2日制工事の促進における週休2日実施証明書の発行を行う工事である。

附則

1. 本要領は令和7年10月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 「週休2日試行工事の間接工事費等の補正および市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正について（通知）」（令和6年9月30日付け農整第1277号）は廃止する。ただし、令和7年9月30日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。